

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人 四国高松学園
② 設置大学名称	高松短期大学
③ 担当部署	総務部総務課
④ 問合せ先	087-841-3255
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 5 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 8 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	「建学の精神」「教育の理念」「教育目標」等をホームページ、学生便覧等に掲載し、関係者はもとより広く社会に明示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学科ごとに「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」がそれぞれ定められ、その実質化が図られるよう、毎年度事業実施結果について自己点検・評価を行い、改善に取り組む内部質保証のしくみが整えられている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「高松短期大学学則」「高松短期大学教授会規程」「高松大学・高松短期大学事務組織規程」など関係規程に基づき、学長、副学長、学科長など本学組織の権限と役割を明確化している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教職協働による大学運営を行うため「高松大学・高松短期大学運営会議」を設置し、本学運営に関する重要事項を審議している。その他各種委員会においても教職双方を構成員とするなど教職協働体制が確保されている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「高松大学・高松短期大学FD活動推進委員会」「高松大学・高松短期大学SD活動推進委員会」が設置され、教職員の資質向上を図ること等を基本方針として、毎年度、事業計画を策定のうえ、FD活動及びSD活動を推進している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	令和２年に策定された「高松大学・高松短期大学ビジョン 2030・同 アクションプラン」の実現を図るため「学校法人四国高松学園中期計画（2025（令和７）年度～2030（令和12）年度）を策定している。
実施項目 １－２②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現を図るため、毎年度中期計画を踏まえた事業計画を策定し、年度終了後に達成状況を評価し、改善を図るなどPDCAによる進捗管理を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、豊かな教養と深い専門の学芸を修得させ、国家社会に貢献する有為の人材を育成している。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域に開かれた大学、知の拠点として、多くの自治体・経済団体・各種団体と連携協定を締結し、連携・協働事業の実施、地域の行事・活動への教員・学生のボランティア参加、地域住民向けの講座の実施、学校施設の提供等を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、障害、国籍や宗教などのそれぞれの多様性を受容・尊重する体制の充実のため施設のバリアフリー化の推進、学修支援体制の充実、グローバルコモンズスペースの設置などに取り組んでいる。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性活躍・男女共同参画の推進を図る観点から、役員等への女性登用、職員の管理職への女性登用に取り組んでいる。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	大学を運営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから理事選任機関である評議員会において適任者を選任している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「学校法人四国高松学園内部統制システム整備基本方針」に基づき「学校法人四国高松学園理事会運営規程」及び「学校法人四国高松学園評議員会運営規程」を制定し、理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立を担保している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事には、理事会の際に、理事長等から「学事報告」「職務執行状況報告」等が、事務局から所要事項等の報告が行われているほか、必要な場合には随時、情報提供等が行われている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、会計監査人は、公認会計士の資格を有する者のうちから評議員会において適任者を選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「学校法人四国高松学園監査規程」において、監事、会計監査人、内部監査チームが相互に情報共有や連携して職務の執行にあたることを規定している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事には、学校法人や大学運営に関する必要な情報を随時提供しているほか、文部科学省が毎年度開催している「学校法人監事研修会」に出席いただいている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、本法人の設置する大学・短期大学・認定こども園の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しながら、寄附行為の定めるところにより評議員会で選任している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「学校法人四国高松学園内部統制システム整備基本方針」に基づき「学校法人四国高松学園評議員会運営規程」及び「学校法人四国高松学園理事会運営規程」を制定し、評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立を担保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員には、評議員会の際に、理事長等から「学事報告」等が、事務局から所要事項等の報告が行われているほか、必要な場合には随時、情報提供等が行われている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人四国高松学園内部統制システム整備基本方針」に基づき「学校法人四国高松学園損失の危険の管理等に関する規程」を制定し、学生及び職員等に重大な被害を及ぼすおそれのある事象の未然防止と万一発生した場合に被害を最小限とするための「危機管理マニュアル」を定めている。

実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人四国高松学園コンプライアンスに関する規程」に基づき、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス委員会が置かれているとともに「学校法人四国高松学園公益通報者保護規程」を定めて公益通報窓口や責任者を明示するなど、法令等遵守のための体制整備が行われている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「私立学校法」「学校法人四国高松学園寄附行為」「学校法人四国高松学園財務書類等閲覧規程」等に基づき、公益法人である学校法人の責務に照らし、ホームページ、広報紙、プレスリリース等の媒体を活用しながら情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの理解促進のため、ホームページや広報紙では、なるべく分かり易い表現や記述に努めている。広報紙は年3回発行し、保護者等のステークホルダーへ直接配布を行うとともに、学内はもとよりJR・私鉄のターミナル駅に設置したパンフレットスタンドに常時配架し、より幅広い立場の方々が本学の情報にアクセスできるよう工夫している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明